



2024年12月19日

各位

会社名 株式会社 M T G
代表者名 代表取締役社長 松下 剛
(コード番号：7806 東証グロース)
問合せ先 取締役 C F O 田島 安希彦
(TEL. 052-307-7890)

当社連結子会社におけるマーケティング費の過少計上の疑いに関するお知らせ (追加説明)

2024年12月12日付「当社連結子会社におけるマーケティング費の過少計上の疑いに関するお知らせ」において、お知らせしましたとおり、当社の連結子会社である株式会社M¹s エージェンシー（以下「M¹s エージェンシー」）において、主に2024年9月期中に広告に関連する仕入計上に関する文書の改ざん等により、費用の計上年度のズレもしくは未計上が発生している疑い（以下「本件」）があることが判明いたしました。

これを受け、2024年12月13日付「特別調査委員会に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本件に関する事実関係等について外部専門家による調査を行うため特別調査委員会を設置することといたしました。

さらに、2024年12月13日付「継続会の開催方針に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会による調査には一定の期間を要することから、2024年12月23日開催の第29期定時株主総会（以下「本総会」）において報告事項の報告を行うことができず、かつ、議案の一部についても決議できないことから、これらの報告及び決議については、本総会の継続会を開催し、継続会において報告及び決議をすることといたしました。

ステークホルダーの皆さまからの信頼を裏切る結果となり、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、特別調査委員会による調査に最大限協力し、調査が終了しましたら、調査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。

株主の皆様方には、調査と監査が終了した後に開催する継続会にて、特別調査委員会による調査結果を踏まえながら、本件の事実関係、原因、再発防止策などについて真摯にご説明申し上げてまいりたいと存じます。

また、2024年12月23日には本総会を開催する予定であり、ご来場くださる株主の皆様方にとって、本件が重大なご関心事であられるかと存じます。他方で、インサイダー取引規制やフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係で、ご来場くださる株主様にのみ重要な情報をお伝えすることができません。

そこで、本総会の開催に先駆け、本件について補足説明を行うことといたしました。特別調査委員会による調査がすでに行われており、その調査に影響を及ぼすことがないよう、以下では、M¹s エージェンシーの概要、及び特別調査委員会を設置するに至った経緯につき、ご説明申し上げます。

1. 株式会社M¹s エージェンシーの事業の概要

M¹s エージェンシーは、TV・新聞を中心とした当社グループのメディア戦略企画の実施を事業内容とする当社の連結子会社です。メディアへの広告掲載は、一般的に、広告代理店を介することが通例となっており、M¹s エージェンシーは当社専属の広告代理店として、メディア業界におけるいわゆる「ハウスエージェンシー」として、主に当社グループ各社の製品の広告事業を行っており、当社グループ各社が製品の広告を行う際は、M¹s エージェンシーを通して各種メディアに発注をしておりました。このように、M¹s エージェンシーは当社グループ各社から広告発注の依頼を受けたものを、各種メディアに発注することをその職責・職務権限としておりました。従いまして、その売上高は連結においてほとんど全て消去されるものでありました。

なお、M¹s エージェンシーの概要は下表のとおりであり、役職員は4名です（取締役1名、従業員3名）。

株式会社M´ s エージェンシーの概要

(1) 所在地	愛知県名古屋市中村区本陣通二丁目32番
(2) 資本金	10,000千円
(3) 主要な事業内容	広告代理業、広告に関する企画・制作
(4) 当社の議決権割合	100%

2. 特別調査委員会を設置するに至った経緯

2024年11月上旬、M´ s エージェンシーの取引先である広告代理店より、当社社員を通じて、M´ s エージェンシーが頻繁に支払遅延を起こしているという情報もたらされ、当社内部監査室にて、M´ s エージェンシーが下請法に抵触する状況となっていないかの調査を開始しました。

内部監査室が調査を進める中で、当該広告代理店とM´ s エージェンシーの間で、請求金額、請求内容、実施時期及び支払時期について両者の認識に差異があることが確認され、引き続き当該差異の原因を調査したところ、M´ s エージェンシー側にあった請求書の一部が改ざんされていることを疑うべき痕跡を2024年11月下旬に発見しました。そこで、当該広告代理店からの請求書原本を入手し、さらに調査を進めた結果、M´ s エージェンシーの代表者による請求書の改ざんを疑うに至りました。

2024年12月上旬、法務・ガバナンス本部長等により、当該代表者からの聴取を行ったところ、取引先からの請求書を改ざんすることで広告費用の支払時期をずらしていたものがあることを認め、さらに確認したところ、複数の広告代理店からの請求につき、同様の処置がなされていたことが発覚しました。

これを受け、当社は調査範囲を拡大すべきと判断し、さらなる聴取や証憑確認を進めたところ、請求書の改ざんだけでなく、M´ s エージェンシーに認めていた本来の職務権限を越えて、当社グループ各社からの依頼がないにもかかわらず、独自に広告を発注し、当社グループ各社には虚偽の報告をしていたこと、独自に発注した先からの請求書は支払いをすることができず、自ら抱え込んでいたこと、その一部の支払いを行うために、他の取引先からの請求書を改ざんし、広告実施時期を先送りすることで、余剰となった資金を当該支払いに充てていたことなどが判明しました。

2024年12月上旬までの上記社内調査の結果に基づき、2024年12月12日付「当社連結子会社におけるマーケティング費の過少計上の疑いに関するお知らせ」において、関連する仕入計上に関する書類の改ざん等により、費用の計上年度のズレもしくは未計上が発生している疑いがあることが判明し、その範囲や影響金額について、当該時点で判明している範囲にて累計で約660百万円の費用の過少計上となっている可能性があることを開示いたしました。

そのうえで、2024年12月13日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、本件の事実関係及びその内容、また、類似事案の存在可能性について厳格に調査するため、特別調査委員会を設置し、客観性・独立性・専門性を備えた調査の実施を委嘱した次第です。当社は、特別調査委員会による調査に全面的に協力してまいります。また、特別調査委員会による調査結果につきましては、調査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。

なお、2024年11月上旬から12月上旬にかけて初期的な社内調査を行い、その結果に基づき、特別調査委員会を設置した時点において、改ざん等を行っていたのはM´ s エージェンシーの上記代表者であり、当社およびM´ s エージェンシーに所属する他の役職員による本件への関与を示す事情は確認されておりません。ただし、本件の事実関係につき、特別調査委員会による調査結果を待つべきことは上記のとおりです。

3. その他

なお、本日付でM´ s エージェンシーの代表者は解任いたしました。

また、現時点においては本事案による2025年9月期業績見通しの変更はございません。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。